

令和5年

飯盛靈園組合議会3月定例会会議録

開会 令和5年3月28日

閉会 同日

飯盛靈園組合

飯盛霊園組合議会定例会（令和5年3月）会議録

○ 令和5年3月28日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1 番 議員	服 部 浩 之	2 番 議員	嶋 田 英 史
3 番 議員	福 本 健 一	4 番 議員 副 議 長	江 端 将 哲
5 番 議員	吉 田 涼 子	6 番 議員 議 長	大 矢 克 巳
8 番 議員	亀 井 淳	9 番 議員	今 田 哲 哉
10 番 議員	東 健太郎	11 番 議員	石 垣 直 紀
12 番 議員	中 河 昭		

○ 欠席議員次のとおり

7 番 議員 中 道 建

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 東 修平

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長	西端 勝樹	副管理者 門真市長	宮本 一孝
副管理者 大東市長	東坂 浩一	副管理者 四條畷市副市長	神谷 雅之
事務局長	藤岡 靖幸	次長	砂原 弘佳
総務課長	奥林 学	管理課長	森井 規仁
施設課長	長谷川 篤		

○ 事務局出席者次のとおり

総務課長補佐
総務課

植村 静香
山岡 姫香

総務課長補佐

中川 誉士

○ 議事日程次のとおり

- | | | |
|-------|-----------|----------------------------------|
| 日程第1 | | 会期について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 飯盛霊園組合附属機関条例案 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 飯盛霊園合葬墓「虹の丘」条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例案 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 飯盛霊園組合個人情報保護審査会条例案 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 飯盛霊園組合長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 令和4年度飯盛霊園組合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第8号 | 令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第9号 | 令和5年度飯盛霊園組合一般会計予算 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議員提出議案第1号 | 飯盛霊園組合議会の個人情報の保護に関する条例案 |
| 日程第13 | 選任同意第1号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第14 | 選任同意第2号 | 監査委員の選任について |
| 日程第15 | 選任同意第3号 | 公平委員会委員の選任について |

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐

植村 静香

○大矢克巳議長 これより令和5年3月定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、私から一言、御挨拶を申し上げます。本日ここに招集されました定例会を開会いたしましたところ、議員各位には公私何かと御多用中にもかかわらず、多数の御出席を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。簡単ではございますが開会の御挨拶にかえさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○大矢克巳議長 管理者。

○東修平管理者 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和5年3月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多用中にもかかわらず多数の御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会では、令和5年度の当初予算などの御審議をお願いすることとなっております。よろしく御可決を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大矢克巳議長 これより本日の会議を開きます。時に午後2時7分

本日の欠席届出の議員は、中道議員1名であります。現在出席議員数は11名であります。

定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。1番、服部浩之議員、9番、今田哲哉議員をお願い申し上げます。

日程に先立ち報告を行います。

まず、行政視察の結果について、視察班から議長あて報告がなされており、かつ、お手元に配布の印刷物のとおり、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告にかえさせていただきます。

次に、監査委員から、令和4年度定期監査の結果及び令和4年12月から令和5年3月実施分の例月出納検査の結果の報告について、それぞれ書類報告がなされております。

次に、管理者から追加議案の提出がありました。

提出議案は、議事日程に記載の日程第14、選任同意第2号及び日程第15、選任同意第3号の2案でありますので朗読を省略いたします。

報告文書につきましては、各議員の机上に配布しております。

以上で報告事項を終わります。

お諮りいたします。議事日程につきましては御手元に配布いたしました日程のとおりといたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、日程第1、会期についてから日程第15、公平委員会委員の選任についてまでを付議すべきことといたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に移ります。日程第2、議案第1号、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長、どうぞ。

○藤岡靖幸事務局長 それでは1ページをご覧ください。議案第1号、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄について御説明を申し上げます。

本議案につきましては、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

放棄しようとする債権につきましては次の2ページに記載のとおり、墓所使用者2名で件数としては5件分となり、放棄する債権の額は合計で13万5,240円でございます。

これらの方につきましては、現在使用している墓所の返還と墓所の返還に伴い発生する墓所使用料の還付請求権の放棄を条件に滞納維持費の請求権を放棄しようとするものでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第3、議案第2号、飯盛霊園組合附属機関条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局。

○藤岡靖幸事務局長 それでは3ページをご覧ください。

議案第2号、飯盛霊園組合附属機関条例案について御説明いたします。

本条例案の提案理由としましては、今後、飯盛斎場の建て替え時に事業者選定を行うこととしておりますが、その際、学識経験者を含む事業者選定組織を設置するため、本議会において附属機関条例を新たに制定するものでございます。

次に4ページをご覧ください。

第1条で趣旨を、第2条で飯盛斎場建て替えに伴う事業者選定委員会について担任する事務委員を規定してございます。

次に第3条で委員の任期等を規定し、第4条でこの条例に定めるもののほか必要な事項は管理者が定めるとしております。なお、本条例の施行期日につきましては、附則に規定しておりますとおり令和5年4月1日とするものでございます。

以上、議案第2号、飯盛霊園組合附属機関条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第3号、飯盛霊園合葬墓「虹の丘」条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは5ページをご覧ください。

議案第3号、飯盛霊園合葬墓「虹の丘」条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案の提案理由といたしましては、今後、斎場の建て替えや老朽化している設備更新等に多額の支出を見込んでいる一方で、近年の墓じまいなどの社会意識の変化から、一般墓所の需要が減少傾向にあり、今後の組合財政は非常に厳しくなると予測してございます。そのような中、来年度以降、関係市のふるさと納税において、飯盛霊園の合葬墓「虹の丘」を4市のお礼品として取扱っていただくことで、収入確保及び認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。

そのため、現在、当該条例で規定しております虹の丘使用料の納付方法に新たにふるさと納税としての納付方法を追加するなど所要の改正を行うものでございます。

次に6ページをご覧ください。

第3条第1項及び同条第2項では、他の条例等と文言の整合性を図るため、関係市内の記述を関係市と改正するものでございます。

次に第7条第2項につきましては、ふるさと納税制度による納付の規定を現行に追加するものでございます。

次に第16条の既納の使用料の不還付につきまして、ふるさと納税制度による許可を受けたものについては寄附というその制度の趣旨から還付はいたしません、それ以外の現在の使用料の還付制度については継続するため規定を新たに追加するものでございます。なお、この条例の施行期日につきましては、8ページの附則に規定しておりますとおり令和5年4月1日とするものでございます。

以上、議案第3号、飯盛霊園合葬墓「虹の丘」条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは次に移ります。日程第5、議案第4号、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例案を議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは9ページをご覧ください。

議案第4号、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例案について御説明いたします。

本条例案の提案理由といたしましては、国による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、改正後の個人情報保護法が組合に直接適用となることから、現在組合が制定している個人情報保護条例を廃止し、新たに法律の施行条例として定めるものでございます。

次に10ページをご覧ください。

第1条で趣旨を、第2条で定義を規定してございます。

次に第3条で、個人情報ファイル簿等の作成及び公表としましては、行政機関が保有する個人情報ファイルについては、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報等の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し公表しなければならないことを規定してございます。

次に第4条で、費用負担としましては、情報公開請求制度との公平性や請求者の利便性の観点から現行と同様に実費負担とすると規定してございます。

次に第5条で、開示請求等の期限といたしまして、個人情報保護法では開示決定等を行う期限について30日以内と定めておりますが、条例に規定することにより30日より短い期限とすることも可能としており、現在の飯盛霊園組合個人情報保護条例では決定期限を請求があった日から起算して14日以内と定めていたことから、施行条例におきましても開示請求者の利便性を低下させないよう、決定期限は現行の14日以内と規定してございます。

次に11ページ、第6条で、開示決定等の期限の特例といたしまして、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内に、その全ての開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うと規定しています。

次に第7条で、審査会への諮問としまして、個人情報保護法では個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより審議会等へ諮問することができることとされており、現在の飯盛霊園組合個人情報保護条例においては、審査会に対し審査請求に関する諮問以外に個人情報保護制度に関する重要事項について調査審議することとしていることから、本施行条例におきましても諮問について新たに規定していません。

次に第8条では運用状況の公表を、最後に第9条では委任を規定してございます。

なお、附則につきましては、第1項で施行期日を公布の日からとするものとしています。

次に12ページをご覧ください。

第2項で、平成17年制定の飯盛霊園組合個人情報保護条例は廃止するものと規定しています。

次に経過措置といたしまして、第3項で、実施機関の職員、職員であった者及び委託先の従事者の義務について、第4項で、自己情報の開示、訂正、削除及び中止について、従前の例によるものと規定しています。

次に、第5項で、個人の秘密に属する個人情報ファイルの提供に関する罰則について規定し、第6項で、旧実施機関で保有していた個人情報の提供又は盗用に関する罰則について規定してまいります。

以上、議案第4号飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第6、議案第5号、飯盛霊園組合個人情報保護審査会条例案を議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、13ページをご覧ください。

議案第5号、飯盛霊園組合個人情報保護審査会条例案について御説明いたします。

本条例案の提案理由といたしましては、先ほど御説明いたしました、国による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、改正後の個人情報保護法が組合に直接適用されることとなることから、現在、組合が制定している個人情報保護条例を廃止し、新たに法律の施行条例として定めることとなりました。しかしながら、廃止となる現在の飯盛霊園組合個人情報保護条例におきまして、個人情報の取り扱いについての意見を聞く場合などの諮問機関として、個人情報保護審査会を規定していたことから、法改正後も同種の審査会が必要となりますので、根拠規定となる飯盛霊園組合個人情報保護審査会条例を新たに制定するものでございます。

14ページをご覧ください。

第1条で趣旨を、第2条で設置といたしまして、個人情報保護法の規定に基づく開示決定等に係る審査請求についての調査審議や個人情報の取扱いについて専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認められる場合の諮問に応じる調査審議について規定してまいります。

次に第3条から第5条までで、審査委員の組織、審査会会長及び審議会の会議などについて規定してまいります。

次に15ページ、第6条で審査会の調査権限を、第7条で委員による調査手続を、第8条で審査会の庶務を、第9条で委任について規定しており、最後に第10条で、罰則として委員の守秘義務違反に対する罰則規定について規定しています。

なお、附則につきましては、第1項でこの条例の施行期日を令和5年4月1日とするものとし、第2項以降で経過措置として、飯盛霊園組合個人情報保護条例で審査会の委員であった者がこの条例の施行の日に委嘱を受けたものとみなすとしてまいります。

次に、16 ページをご覧ください。

第3項で職務上知りえた秘密を漏らしてはならない義務及び第4項でこの条例施行前に諮問された調査審議は従前の例によるものとしています。

以上、議案第5号、飯盛霊園組合個人情報保護審査会条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第7、議案第6号、飯盛霊園組合長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは17 ページをご覧ください。

議案第6号、飯盛霊園組合長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

本条例案の提案理由といたしましては、来年度以降、飯盛斎場の建て替え時において事業者と長期的な契約を行う予定としており、また、今後の霊園整備につきましても、長期的な契約になることも想定されますことから、契約の内容及び契約期間について所要の改正を図るものでございます。

18 ページをご覧ください。

第2条で、長期継続契約を締結することができる契約について内容を明確化するため、号を修正、追加するとともに、第3条の長期継続契約の期間につきましては、今後5年を超える長期的な契約も想定されますことから、本項目を削除し条の繰上げを行うものでございます。

以上、議案第6号、飯盛霊園組合長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは次に移ります。日程第8、議案第7号、令和4年度飯盛霊園組合一般会計補正予算(第2号)並びに日程第9、議案第8号、令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算(第2号)を一括議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、21 ページをお開きください。

まずは議案第7号、令和4年度飯盛霊園組合一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本件の内容といたしましては、令和4年度から実施しております飯盛斎場崖面改修工事の支払いに関して条を新たに設けるものでございます。

本工事は、国の緊急自然災害防止対策事業債を活用して今年度から実施しておりますが、4年度分の事業者への支払いにつきまして、当初は起債を国庫からの借受けで予定しておりましたが、その後、国との調整のなか全国的に実施自治体が多いため民間金融機関にて借受けする必要が出てきました。このことから当該案件につきまして、大阪府と協議をいたしまして、国と同程度の利率となる大阪府の貸付金を組合が借受けできることとなりました。

しかしながら、大阪府から組合の貸付金は、納入時期が今年の5月末頃になるということでありまして、4月中に予定している本年度分の工事事業者への支払いが間に合わないため、一旦組合の特別会計に属する霊園整備基金から一般会計への一時貸付を行う必要が出てまいりました。

そのことから、本一般会計補正予算の第1条において、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を2億円として定めるものでございます。

続きまして、23 ページをご覧ください。

議案第8号、令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,600万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,870万9,000円と定めるものでございます。

次に補正の内容につきまして歳出から御説明いたしますので、27 ページをご覧ください。

1款、1項、1目の一般管理費のうち、24節、積立金につきましては、決算見込みにより霊園整備基金積立金を1,600万円増額しようとするものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、26 ページをご覧ください。

1款、1項、1目の霊園使用料におきまして、本年度中の虹の丘使用料の増収分800万円及び長期分納維持費800万円の計1,600万円の増額補正を行うものでございます。

以上、令和4年度飯盛霊園組合一般会計補正予算（第2号）及び令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第7号及び議案第8号を併せて採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第10、議案第9号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計予算並びに、日程第11、

議案第10号、令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算を一括議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは29ページをご覧ください。

議案第9号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計予算及び議案第10号、令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

はじめに、議案第9号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計予算から御説明を申し上げますので、33ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億1,939万7,000円と定めるとしてございます。次に第2条で継続費を、第3条で債務負担行為を、第4条で地方債を、第5条で一時借入金を、第6条で歳出予算の流用を定めております。

次に34ページ、35ページをご覧ください。

第1表として歳入歳出予算の内訳をお示ししており、内容につきましては後ほど御説明いたします。

次に36ページをご覧ください。

第2表、継続費として、飯盛斎場崖面崩壊対策事業の総額1億3,592万3,000円のうち、年割額として令和4年度に6,860万3,000円を、5年度に6,732万円を支払うこととしております。

次に37ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為として、令和5年度から実施する斎場建替事業に係る事業者選定支援業務委託について、令和6年度までの期間で限度額を3,395万7,000円としております。

次に38ページをご覧ください。

第4表、地方債としまして、先ほど御説明しました斎場の崖面改修工事について、国の緊急自然災害防止対策事業債を活用し、令和5年度分限度額として6,732万円としております。

それでは、次に歳出の詳細について御説明を申し上げますので、ここで、別冊の予算に関する説明書の8ページをご覧ください。

1款、議会費は312万5,000円で、対前年度とほぼ同額でございます。

次に、2款、1項、1目、一般管理費は1億129万4,000円で、前年度比、626万9,000円の増でございます。

これは、定期昇給等に伴い、人件費が増加することによるもので、給料から共済費までは一般職員及び任期付短時間勤務職員を含めた人件費となっております。

次に、10ページをご覧ください。一番下の24節の積立金につきましては、斎場整備基金への積立金として前年度当初予算と同額の50万円を計上しております。

次に12ページをご覧ください。

3款、1項、1目、斎場運営費は2億5,139万6,000円で、前年度に比べ、2,826万4,000円の増でございます。

これは需用費として燃料費や光熱水費の値上げ等が影響していることや、委託料におきまして、来年度から2か年にわたり実施する斎場建替事業に係る事業者選定支援業務委託及び、今年度から継続して実施している崖面改修工事についての監理業務などを行うためでございます。

次に13ページ14節、工事請負費については、先ほどの斎場崖面改修工事の継続実施とともに、老朽化が進む火葬炉における制御盤等の設備補修工事などが主な項目となっております。

次に14ページをご覧ください。

5款、1項の公債費は、現在の斎場建設に当たり特別会計から借り入れた資金の元利償還でございます。

借入金の償還完了予定年度は、令和5年度末となっており、元金につきましては6,069万3,000円、利子につきましては91万円となっております。

次に6款、1項、予備費100万円は前年度と同額でございます。

以上が歳出でございます。

次に歳入について御説明をいたしますので、5ページにお戻りください。

1款、1項、1目、飯盛霊園組合分担金は1億4,934万6,000円で、前年度と比べ6,600万7,000円の増となっております。

次に、2款、1項、1目、斎場使用料は1億7,137万7,000円としており、前年度当初予算に比べ1,547万2,000円の減でございます。

これは、昨年4月から奈良市において新斎場がオープンしたことにより、飯盛斎場を利用していた奈良市や周辺市の市民などの市外の火葬件数が今年度から大幅に減少しており、その分、市内の火葬件数は増加したものの、使用料金の違いから来年度以降も減収となると見込んだことによるものでございます。

次に6ページ、3款、1項、1目、物品売払収入の460万円は、残骨灰の分別処理から得られた有価物の売払収入を見込んでおります。

次に5款、1項、1目、斎場整備基金繰入金は、歳出で計上しております斎場建替事業に係る事業者選定支援業務委託等に使用するため、基金を取り崩し2,271万4,000円繰り入れることとしております。

次に6款、1項、1目、繰越金は300万円で、前年度に比べ1,720万円の減としており、繰越見込額は、令和5年1月末現在の決算見込みに基づき計上しております。

次に7ページ、8款、1項、1目、葬斎債は6,732万円で、先ほど御説明いたしました飯盛斎場崖面崩壊対策事業債の令和5年度分でございます。

以上、議案第9号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計予算の説明とさせていただきます。

ここで付議事件の41ページにお戻りいただきたいと思っております。

続きまして、議案第10号、令和5年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算について御説明をいたします。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億6,218万5,000円と定めております。

次に第2条で債務負担行為を、第3条で歳出予算の流用を定めております。

次に42ページ、43ページをご覧ください。

第1表として歳入歳出予算の内訳をお示ししており、内容につきましては後ほど御説明いたします。

次に44ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為として、霊園及び合葬墓管理システム再構築事業について、令和8年度までの期間で限度額を5,356万6,000円としてございます。

それでは、ここで再度、別冊の予算に関する説明書の30ページをご覧ください。

歳出から内容の御説明をいたします。

はじめに、1款、1項、1目、一般管理費は霊園の管理運営に要する事務経費など3億2,023万

2,000円で、前年度当初予算に比べ374万9,000円の減でございます。

その中の1節の報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬で、次に2節、給料から4節の共済費までの人件費につきましては、職員の人件費でございます。

次に31ページの10節、需用費は2,481万3,000円で、主に光熱水費の高騰等により、前年度比990万9,000円の増となっております。

次に11節、役務費は659万1,000円で、来年度に維持費等の収納につきまして使用者の利便性向上を図るため、新たにコンビニ収納システムを導入するための手数料を挙げてございます。

次に32ページ、22節、償還金利子及び割引料は1,657万円で、前年度比1,443万円の減となっております。これは、墓所の特例返還制度が令和3年度で終了したことに伴い、今年度は墓所返還による還付金の増加を見込んでいましたが、墓所の返還が一旦落ち着き減少しているためでございます。

次に24節、積立金は1億6,271万5,000円で、前年度比379万円の減でございます。

積立金は霊園整備基金条例第2条により、長期分納維持費として収納した金額以上を基金に積み立てることとしており、歳入予算に計上している長期分納維持費が減少していることに連動し、積立金も減となっているものでございます。

次に33ページをご覧ください。

2款、1項、1目、運営費は1億9,603万5,000円で、前年度比7,308万8,000円の増でございます。

主な項目といたしまして、12節、委託料は6,321万5,000円で、園内施設清掃等業務委託や第2受水槽等更新工事監理業務委託、虹の丘現況調査業務委託などとなっております。

次に34ページをご覧ください。

14節、工事請負費は1億2,184万8,000円で、主な項目といたしまして、工事請負費として第2受水槽等更新工事、イノシシ柵設置工事などがあり、補修工事請負費といたしまして危険箇所補修工事、返還墓所石碑等解体工事などがあります。

次に35ページをご覧ください。

2項、1目、建設費は4,491万7,000円で、前年度比8,003万2,000円の減となっております。

主な項目といたしましては、危険箇所補修工事設計業務委託、公園整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託、記名板再整備設計等業務委託がございました。

それでは、次に歳入について御説明いたしますので、27ページにお戻りください。

1款、1項、1目の霊園使用料は2億5,721万3,000円で、前年度比3,028万円の増となっております。

主な要因としましては、1節、霊地使用料の虹の丘使用料が増加していることから、来年度におきましても増収を見込んでおります。

次に2款、1項、1目、利子及び配当金は、霊園整備基金運用利子として2,466万3,000円とされています。

次に28ページをご覧ください。

4款、1項、1目、繰入金は、霊園整備基金から維持管理等に充当する金額で1億3,719万4,000円としています。

次に5款、1項、1目、繰越金は7,076万9,000円で、令和5年1月末現在の決算見込みに基づき計上してございます。

以上、議案第9号、令和5年度飯盛霊園組合一般会計予算及び議案第10号、令和5年度飯盛霊園

組合霊園事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第9号及び議案第10号を併せて採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは次に移ります。日程第12、議員提出議案第1号、飯盛霊園組合議会の個人情報の保護に関する条例案を議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長、どうぞ。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、付議事件の45ページをご覧ください。

議員提出議案第1号、飯盛霊園組合議会の個人情報の保護に関する条例案について事務局から御説明を申し上げます。

本議案につきましては、国による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の対象から除かれている議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に46ページをご覧ください。

目次でございますが、この条例は6章立てと附則で構成されております。

次に、第1章は、総則について定めるもので、第1条で条例の目的を、第2条で定義を、次に48ページの第3条で議会の責務について規定しております。

次に第2章では、個人情報等の取扱いとして、第4条で個人情報の保有の制限等を、第5条で利用目的の明示を、第6条で不適正な利用の禁止を、第7条で適正な取得を、第8条で正確性の確保を、第9条で安全管理措置を、第10条で従事者の義務を規定してございます。

次に50ページ、第11条で漏洩等の通知を、第12条で利用及び提供の制限を、次に51ページ、第13条で保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求を、次に52ページ、第14条で個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求を、第15条で仮名加工情報の取扱いに係る義務を、第16条で匿名加工情報の取扱いに係る義務を規定してございます。

次に53ページ、第3章では個人情報ファイルとして、第17条で個人情報ファイル簿の作成及び公表を規定しております。

次に54ページをご覧ください。

第4章では、開示、訂正及び利用停止といたしまして、第1節、開示については、第18条で開示請求権を、第19条で開示請求の手続を、55ページ、第20条で保有個人情報の開示義務を規定しております。

次に56ページ、第21条で部分開示を、第22条で裁量的開示を、第23条で保有個人情報の存否に関する情報を、57ページ、第24条で開示請求に対する措置を、第25条で開示決定等の期限を、第26条で開示決定等の期限の特例を、第27条で第三者に対する意見書提出の機会の付与等を規定

してございます。

次に58ページ、第28条で開示の実施を、第29条で他の法令による開示の実施との調整を、次に59ページ、第30条で開示請求の手数料を規定しております。

次に第2節では、訂正といたしまして、第31条で訂正請求権を、第32条で訂正請求の手続を規定しております。

次に60ページ、第33条で保有個人情報の訂正義務を、第34条で訂正請求に対する措置を、第35条で訂正決定等の期限を、第36条で訂正決定等の期限の特例を、第37条で保有個人情報の提供先への通知を規定してございます。

次に61ページ、第3節では、利用停止といたしまして、第38条で利用停止請求権を、第39条で利用停止請求の手続を、第40条で保有個人情報の利用停止義務を規定しております。

次に62ページ、第41条で利用停止請求に対する措置を、第42条で利用停止決定等の期限を、第43条で利用停止決定等の期限の特例を規定しております。

次に第4節では審査請求として、第44条で審理員による審理手続に関する規定の適用除外を、63ページ、第45条で審査会への諮問を規定しています。

次に64ページ、第46条で第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き等について規定しています。

次に第5章は、雑則として、第47条で適用除外を、第48条で開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等を、第49条で個人情報等の取扱いに関する苦情処理を、第50条で施行の状況の公表を、第51条で委任について規定しております。

次に第6章では、罰則といたしまして第52条から第56条において、個人情報ファイルの提供や職員等がその業務に関して知り得た情報を不正な利益を図る目的で提供した場合の罰則などについて規定しております。

最後に附則といたしまして、この条例の施行日を令和5年4月1日と規定しております。

以上、議員提出議案第1号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 この際、お諮りいたします。

議案の提出者の説明、質疑及び討論は省略したいと存じますが、これに異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本案の提出者の説明、質疑及び討論は省略いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議員提出議案第1号、飯盛霊園組合議会の個人情報の保護に関する条例案については、原案のとおり可決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に移ります。日程第13、選任同意第1号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○東修平管理者 議長。

○大矢克巳議長 管理者。

○東修平管理者 選任同意第1号についての提案理由を申し上げます。

公平委員会委員の中道秀樹氏の任期が、来る3月31日をもって満了いたしますことから、その後

任につきまして、種々慎重に検討いたしました結果、引き続き同氏を選任いたしたく御提案申し上げる次第でございます。

中道氏には、これまでの実績と経験を生かし、御尽力いただけるものと期待いたしているところでございます。

何とぞよろしく議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第1号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

それでは次に移ります。日程第14、選任同意第2号、監査委員の選任についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○東修平管理者 議長。

○大矢克巳議長 管理者、どうぞ。

○東修平管理者 選任同意第2号についての提案理由を申し上げます。

監査委員の津地善勝氏が、来る3月31日付けをもって辞任されますことから、その後任につきまして、種々慎重に検討いたしました結果、谷真明氏を適任と認め選任いたしたく御提案申し上げる次第でございます。

谷氏には、幅広い見識に加え、人格に優れ、これまでの実績と経験を生かし、組合監査委員として、御尽力いただけるものと期待をいたしているところでございます。

何とぞよろしく議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第2号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

次に移ります。

日程第15、選任同意第3号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○東修平管理者 議長。

○大矢克巳議長 管理者、どうぞ。

○東修平管理者 選任同意第3号についての提案理由を申し上げます。

公平委員会委員の川村常雄氏が、来る3月31日付けをもって辞任されますことから、その後任につきまして、種々慎重に検討いたしました結果、友田千穂氏を適任と認め選任いたしたく御提案申

し上げる次第でございます。

友田氏には、幅広い見識に加え、人格に優れ、これまでの実績と経験を生かし、組合公平委員会委員として御尽力いただけるものと期待をいたしているところでございます。

何とぞよろしく議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第3号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

次に一般質問でございますが、通告がありませんのでこれを受けないことといたします。

以上をもちまして、本定例会に付議した事件はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し管理者から御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○大矢克巳議長 管理者、どうぞ。

○東修平管理者 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の定例会を招集申し上げ、諸議案の御審議をお願いいたしましたところ、いずれも御可決御同意を賜り厚く御礼を申し上げます。

今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、誠に簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○大矢克巳議長 続きまして閉会に当たりまして、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、終始、慎重なる審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し、敬意と感謝の意を表し上げる次第でございます。

最後に皆様方におかれましては、一層の御自愛と御健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。それでは、本定例会はこれをもって閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。時に午後2時48分